

**令和8年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務
委託仕様書**

1 目的

本業務では、住宅の太陽光発電設備から生まれる再エネを自家消費することで生じる「環境価値」を取りまとめ、市内企業等に売却し、市民（再エネ自家消費者）に還元する。また、太陽光発電設備及び蓄電池等を導入された方に令和7年度に発行した地域ポイントのうち、令和7年度内に精算されなかった分の使用後の精算を行う。

2 業務委託の内容

本市では、令和4年度から、各家庭の太陽光発電設備から生まれる再エネを自家消費することで生じる「環境価値」を、国の認証制度である「J-クレジット制度」を活用して金銭価値化し、市内の商店等で利用できる電子ポイント「さんさんポイント」（以下「ポイント」という。）として還元する仕組み「京都再エネクラブ」を創設・運営してきた。また、京都再エネクラブ入会者（以下「入会者」という。）のうち、太陽光発電設備や蓄電池（V2H充放電設備を含む）を導入した方に対し、ポイントを発行（以下「導入支援」という。）してきた。

令和8年度は、令和7年度までに入会いただいた住宅における再生可能エネルギーの自家消費分が持つ「環境価値」（令和7年度分）を取りまとめ、市内企業等に売却し、市民（再エネ自家消費者）に還元するとともに、令和7年度中に発行したポイントのうち、令和7年度内に精算されなかった分の使用後の精算を行う。

なお、これらの取組については、オンライン上で手続きが可能となるシステムとして、互いに連携する2種類のシステム（以下「既存システム」という。）を構築している（2(1)ア、2(1)イ参照）。

(1) 「京都再エネクラブ」の運営及び既存システムの運用、更新、維持管理

J-クレジット制度を活用し、本市登録済の「プロジェクト計画書」に基づき、住宅の太陽光発電設備から生まれる再エネを自家消費することで生じる「環境価値」（令和7年度分）を金銭価値化すること（J-クレジット制度上の各種申請手続きを含む）。

また、入会者へのモニタリング、クレジットの認証など、計画の実行に必要な「京都再エネクラブ」事務局を運営すること。

【プロジェクト計画書掲載先】

ホームページ名称	J-クレジット制度
掲載場所	トップページ≫登録・認証情報≫J-クレジット≫プログラム型≫プロジェクト番号P131≫関係書類
ファイル名	プロジェクト計画書変更届
ファイルURL	https://japancredit.go.jp/pdf/jcrd/P00131_3.pdf

あわせて、プロジェクトの運営に当たり、オンライン上で手続きができる既存システムを運用するとともに、必要な更新及び維持管理を行うこと。

既存システムの概要は以下ア及びイのとおり。

ア 京都再エネクラブ入会及び導入支援ポイント申請ポータルサイト

情報システムの概要	太陽光発電設備で発電した電力の自家消費量の報告の受付、情報の提供を行う。
処理データ	氏名、住所、郵便番号、メールアドレス、太陽光発電設備等の設置状況、根拠資料等
開発事業者	株式会社インテリジェンステクノロジー
開発事業者連絡先	株式会社インテリジェンステクノロジーホームページ 「お問い合わせフォーム」 https://i-t-i.jp/contact.html

イ ポイント利用システム

情報システムの概要	ポイントの電子決済を行う。
処理データ	氏名、性別、生年月日、郵便番号、電話番号、メールアドレス等
開発事業者	トヨタファイナンス株式会社
開発事業者連絡先	この町いちばん企画グループ 電話：052-527-7460 メール：shared_sunpoint@toyota-finance.co.jp

なお、本業務の実施において公開するウェブサイトについては、以下ウ及びエを満たすように維持管理すること。

ウ 本事業の利用対象となる市民や電子ポイントの利用先となる店舗、クレジットの売却先となる市内企業等が、パソコン、スマートフォン、タブレットなど、様々な端末のウェブブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari 等）で閲覧できること。

エ 公開するコンテンツについて、Web アクセシビリティを考慮した日本工業規格（JIS）「JISX 8341 3:2016」の適合レベル AA に原則準拠し、同レベルへの適合状況を試験・公開すること。また、適合レベルの達成状況に応じたウェブアクセシビリティ方針を策定・公開すること。

(2) クレジット売却及び還元

本事業の実施に伴い創出されるクレジットの売却について、京都市内産の再エネ価値であることを最大限に活かし、市内企業等に売却すること。また、売却によって得た収益を原資とし、入会者に還元すること。

なお、入会者への還元方法については、既存のポイント利用システム（2(1)イ参照）を利用したポイントではなく、その他デジタルギフトサービスや商品券等の金銭的価値を有する手段によるものとし、あらかじめ本市の確認を得ること。

(3) ポイントの精算

令和7年度に発行済みのポイントのうち、令和7年度内に精算されなかった分のポイント使用後の精算を行うこと。

なお、ポイントの有効期限が6カ月のため、すべてのポイントが令和8年9月末をもって有効期限となる。

ポイントの精算にあたって必要となる申請者情報等については、令和7年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務の受託者から引継ぎを受けること。

上記ポイント原資は、本委託料に含むものとする。

(4) 相談及び問い合わせ対応窓口

市民等からの相談及び問い合わせに適切に対応すること。

(5) 入会者や加盟店に対する情報発信

入会者や加盟店に対し、必要な情報を発信する。

なお、入会者については、令和7年度分の環境価値の還元（令和8年度末頃）、加盟店については、令和7年度に発行済みのポイントの使用後の精算の終了（令和8年9月末）をもって制度終了となるため、各入会者及び各加盟店に対し、制度終了に係る情報発信を行う。

3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料及び実績報告について

支払金額については、本業務の実績に応じて決定する。ただし、以下(1)及び(2)に示す経費の合計とし、委託料上限額62,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものとする。

(1) ポイントの原資等

ア 令和7年度発行済み分のポイントの原資の金額は未確定であるが、最大53,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であり、その精算に掛かる手数料を含めて55,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として支払うものとする。

実際の令和7年度発行済み分のポイントの原資及び精算に掛かる手数料の上限額は、別途、契約締結時に確定するものとする。

イ ポイント利用額等は変動し、契約時に支払額を確定できないため、月毎の精算払いとする。

ウ 受託者は、毎月の業務について、翌月の10日までに本市に業務完了を報告し、委託料を本市に請求するものとする。

エ 本市は、受託者からの請求に基づき、請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、本市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

(2) (1)の経費を除く経費

(1)の経費を除く経費については、原則、委託期間終了後の精算払いとする。

(3) 共通

既存システムの運用経費（ポイントの精算手数料を含む）については、2(1)ア及び2(1)イに記載している各開発事業者に直接問い合わせ、見積額に含めること。

5 個人情報の保護

受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た入会者の個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た入会者の個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

6 業務の進め方

(1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び関係法令等に準拠して実施するものとする。

なお、本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。

(3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。

(4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。

(5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

- (7) 本業務の遂行に当たっては、本市との連絡を密にすること。
- (8) 本業務により得られた成果は、本市に帰属する。